

資料 1

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算について

令和 7 年 9 月 30 日

県 民 生 活 部

令和7年度 9月補正予算（緊急対策）（案）

県民生活部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b	
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般 会計	7,311,338	10,000	0	10,000	0	0	0	0	7,321,338

2 事業の概要

(単位：千円)

事 業 名	事 業 内 容	金 額
県民生活の安全・安心の確保		
県民の安全・安心の基盤づくり		
防犯カメラ集中整備 の支援	<p>犯罪の発生を抑制し、住民の安全・安心を確保するため、地域による防犯カメラの集中整備を支援（既存補助金の採択枠を拡充）</p> <p>○実施主体 地域まちづくり防犯グループ等（市町を通じて補助） ○設置箇所等 地域団体が区域内で必要と考える場所 ○補 助 率 市町補助額の1／2（県:市町:地域団体=1:1:1） ○補助上限 4万円（想定単価12万円×1／3） ○補助件数 250台 ※9月補正予算成立後の着手分に限る</p>	10,000 (全額国庫)
合 計		10,000

資料 2

総務常任委員会資料

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 7 年 9 月 30 日

総務部
企画部
財務部

<目次>

1	[第 81 号] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例	3
2	[第 82 号] 兵庫県税条例の一部を改正する条例	6
3	[第 82 号] 県民緑税条例の一部を改正する条例	7
4	[第 93 号] 青野運動公苑用地等の処分	8

1 [第81号議案] 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令等の制定により、同法別表に定める個人番号利用事務（保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。以下同じ。）に準ずるものとして準法定事務が定められたこと等に伴い、個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例に定める個人番号利用事務から準法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 知事が個人番号を利用することができる事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第1関係）。
- ア 外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
 - イ 特定不妊治療（体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。）に要する費用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
 - ウ 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務（以下「高等学校等支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
- (2) 教育委員会が個人番号を利用することができる事務から、次に掲げる事務を削除する（別表第1関係）。
- ア 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの
 - イ 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における専攻科の生徒に対する修学のための支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 知事がその保有する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を利用することができる場合から、次の表の左欄に掲げる事務を処理するために同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用する場合を削除する（別表第2関係）。

事務	特定個人情報
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
(1)アに掲げる事務	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国情費、自立支度金、一時金、一時帰国情費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(1)ウに掲げる事務	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

(4) 教育委員会がその保有する特定個人情報を利用することができる場合から、次の表の左欄に掲げる事務を処理するために同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用する場合を削除する（別表第2関係）。

事務	特定個人情報
(2)アに掲げる事務	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
(2)イに掲げる事務	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

(5) 教育委員会が特定個人情報を提供することができる場合から、知事が次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合を削除する（別表第3関係）。

事務	特定個人情報
(1)アに掲げる事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報 又は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(1)ウに掲げる事務	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

(6) 知事が特定個人情報を提供することができる場合から、教育委員会が次の表の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合を削除する（別表第3関係）。

事務	特定個人情報
(2)アに掲げる事務	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
(2)イに掲げる事務	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

(7) その他規定の整備を行う（別表第1から別表第3まで関係）。

3 施行期日

公布の日

2 [第82号議案] 兵庫県税条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

「ひょうご経済・雇用戦略」に掲げる「持続可能な地域経済の確立と雇用の創出・安定」の実現に向け、産業構造を改革し競争力を強める施策及び将来を見据えた革新的な施策を重点的に推進するため、法人事業税の超過課税の実施期間を5年間延長する等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 法人事業税の超過課税の実施期間を令和13年3月11日（現行令和8年3月11日）までに終了する事業年度分まで5年間延長する（附則第38条関係）。
- (2) 外形標準課税の対象法人の要件が見直されたこと及び(1)に伴い、中小法人等に対する事業税の不均一課税に係る規定に関して、超過課税の対象外とされるための収入金額要件について所要の整備を行うとともに、規定の整備を行う（附則第39条関係）。

3 施行期日

公布の日

3 [第83号議案] 県民緑税条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

近年、豪雨等による気象災害の頻発化や夏季の異常高温の常態化など気候変動による影響が深刻化する中、手入れ不足の森林の増加に伴う災害リスクの増大が懸念されている。また、都市部においては、目標とする緑地割合が達成されておらず、依然として緑が不足している。これらの状況を踏まえ、森林の防災機能を強化する災害に強い森づくりや、都市の環境改善及び防災性向上を図るまちなみ緑化を引き続き計画的に進めていく必要があることから、県民緑税の実施期間を5年間延長する。

2 制定の概要

- (1) 個人の県民税の均等割の税率の特例を令和12年度分（現行令和7年度分）まで5年間延長する（第2条関係）。
- (2) 法人の県民税の均等割の税率の特例を令和13年3月31日（現行令和8年3月31日）までに開始する事業年度分まで5年間延長する（第3条関係）。

3 施行期日

公布の日

4 [第93号議案] 青野運動公苑用地等の処分

青野運動公苑用地等を次のとおり処分しようとする。

1 処分しようとする物件の表示

土 地：加西市油谷町字林ノ谷490番1 外141筆

面 積：1,541,461.29平方メートル

建 物：クラブハウス外21棟

延床面積：9,096.63平方メートル

2 処分予定価格

482,484,400円

3 処分の相手方

神奈川県横浜市保土ヶ谷区星川三丁目20番5号

ニホンターフメンテナンス株式会社

代表取締役 清水 克巳

〔第77号議案〕 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書において、県が保有していた情報と外部へ漏えいした可能性が指摘される情報の同一性が認められたこと及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書において、県職員が秘密を漏えいしたと認定されたことを踏まえ、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

令和7年7月分から同年9月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50
副 知 事	100分の15	100分の25

3 施行期日

公布の日

第 77 号議案

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第 号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例（令和 3 年兵庫県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。
(給料月額の特例)

2 令和 7 年 7 月分から同年 9 月分までの知事等の給料月額に係る第 1 条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは「100分の50」と、「100分の15」とあるのは「100分の25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。